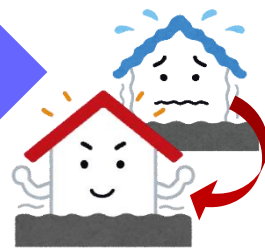


木造住宅耐震化補助

～耐震改修工事・建替え～



木造住宅の地震に対する安全性を向上させるため、
耐震改修工事または建替え工事費用の一部を補助します。

補助額

補助対象経費

木造住宅の耐震改修工事費
または
木造住宅の建替え工事費
(工事管理費を除く)



補助率
80%



最大
115 万円

対象要件

- ・ 市内にある木造の一戸建て住宅であること
 - ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したものであること
 - ・ 工法が在来軸組構法または伝統的構法であること
 - ・ 併用住宅の場合、床面積の半分以上が住宅であること
 - ・ 現に居住の用に供するものであること
 - ・ 販売を目的とするものでないこと
 - ・ 同一の事業又はがけ地近接等危険住宅移転事業の補助を受けていないこと
 - ・ 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満であること
(建替えの場合、簡易耐震診断による評点の合計が 7 以下のものも対象)
- 【耐震改修工事】の場合
- ・ 改修後、上部構造評点が 0.3 以上向上し、かつ 1.0 以上となること
- 【建替え工事】の場合
- ・ 建替え後の建物が省エネ基準に適合すること
 - ・ 土砂災害特別警戒区域および災害危険区域外であること
 - ・ 倒壊の危険性があるブロック塀が道路に面している場合、改善すること

補助対象者

- ・ 対象住宅の所有者であること
- ・ 市税の滞納がないものであること
- ・ 暴力団員または暴力団員等でないこと
- ・ 対象住宅の居住者または居住予定者であること

受付期間

令和7年5月7日(水)～令和7年6月30日(月)

申請の流れ

申請書の提出

内容審査

交付決定通知

契約・着手

着手届の提出

工事完了

実績報告書提出

補助金額確定通知

請求書提出

補助金の支払い

注意

- ・ 交付の決定を受ける前に事業に着手されていた場合は、補助の対象となりません。
- ・ 工事完了後40日以内または申請年度の1月末日のうちに、早い日までに実績報告書を提出する必要があります。

お問い合わせ先

TEL:0823-43-1647

江田島市土木建築部 都市整備課

提出書類

申請時(契約前)

- | | |
|---|--|
| ① 住宅耐震化補助金交付申請書(様式第1号) | ⑦ 対象住宅の現況写真 |
| ② 住民票の写し
(世帯全員の氏名及び世帯主との続柄の記載があるもの) | ⑧ 事業費の見積書または写し |
| ③ 対象住宅の所有者が確認できるもの
(登記事項証明書、名寄帳等) | ⑨ 誓約書(様式第2号) |
| ④ 対象住宅の建築年月日を確認できる書類
(建築確認通知書の写し、名寄帳等) | ⑩ 事業計画書 ※1 |
| ⑤ 耐震診断結果報告書の写し(建替は簡易診断書可) | ⑪ その他市長が必要と認めるもの
【建替え工事で、住宅敷地の道路面にブロック塀がある場合】 |
| ⑥ 申請者の市税を滞納していない旨の証明書(写し可) | ○ ブロック塀の写真 |
| | ○ 倒壊の危険性の有無と改善方法を示すもの ※2 |

事業着手時

耐震改修工事

- ① 着手届(様式第5号)
- ② 契約書の写し(設計、改修、監理に係るもの)
- ③ 建築士免許証の写し(設計者及び監理者)
- ④ 耐震改修工事後における耐震診断の判定値(計画値)がわかる書類
- ⑤ 耐震改修計画に係る設計図書 ※3
- ⑥ 耐震改修計画の策定方法を示す書類 ※4
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

建替え

- ① 着手届(様式第5号)
- ② 契約書の写し(建替え、新たに建築する住宅の設計、監理に係るもの)
- ③ 新たに建築する住宅の配置図、平面図、立面図
- ④ 新たに建築する住宅の確認済証の写し
(確認申請を要しない場合は工事届の写し)
- ⑤ 省エネ基準への適合確認のための書類
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

実績報告時

完了日から40日以内または申請年度の1月末日のうちいずれか早い日までに提出

- | | |
|-----------------------------|--|
| ① 実績報告書(様式第8号) | 【建替えの場合】 |
| ② 写真(着手前、工事中、完了時の状況が分かるもの) | ○ 新たに建築した住宅の検査済証 ※5 |
| ③ 補助対象事業に要した費用の請求書および領収書の写し | 【道路面のブロック塀に倒壊の危険性があった場合】 |
| ④ その他市長が必要と認める書類 | ○ 改善状況が確認できる書類 |
| 【耐震改修の場合】 | 【工事のとき、一時的に別居に住み替えていた場合】 |
| ○ 工事監理報告書(様式第9号) | ○ 改修した住宅または新たに建築した住宅に居住していることが分かる書類(住民票の写し等) |

※1 対象事業の全体工程表、付近見取り図及び配置図の記載が必要

※2 建築士が作成したもの

※3 上部構造評点を0.3以上向上かつ1.0以上にするための設計書で建築士が作成したもの

※4 木造住宅耐震プログラム評価制度の評価を取得したもの、または耐震計画判定書の交付を受けた補強計画に基づいたものであることを証する書類

※5 確認申請を要しない場合は不要